

お 知 ら せ 《 information 》

地域の河川や海岸で清掃ボランティアをしませんか～水辺サポーター制度～

県では、河川・海岸で清掃や草刈りなどを行う団体に対し支援を行っています。



支援の内容は、

- ・ゴミ袋、軍手などの提供や集積されたゴミの処理をします
- ・活動団体名を記した看板を設置します
- ・ボランティア保険への加入を支援します

※詳しくは青森県庁ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/>）へアクセスし、「水辺サポーター」を検索。

＜お申し込み・お問い合わせ先＞

県土整備部 河川砂防課 企画防災グループ ☎017-734-9662

下北地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 ☎0175-22-1231

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会が、全国一斉に相談日を設け、「女性の人権ホットライン」を通じて、女性の人権を巡る様々な問題についての相談に応じます。

◇日 時：平成24年11月12日（月）～11月18日（日）

8：30～19：00まで（土・日曜日は10：00～17：00まで）

◇電 話：☎0570-070-810（ゼロナナゼロのホットライン）

◇内 容：職場における差別、夫・親子・パートナーからの暴力、セクシャルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対するあらゆる人権侵害についての相談に応じます。

＜お問い合わせ先＞ 青森地方法務局 人権擁護課 ☎017-776-9024

表示登記無料相談会について

「土地家屋調査士」は、あなたにかわって登記・筆界特定手続を代行いたします。下記日程で無料相談会を実施いたしますのでお気軽にご相談ください。

なお、当日は、電話による無料相談（調査士会館事務局 ☎017-722-3178）も行います。

◇日 時：平成24年11月3日（土） 10：00～15：30

◇会 場：「青森市民ホール 1階 会議室1」（青森市）、「弘前市総合学習センター 3階 第1研修室」（弘前市）
「八戸市福祉公民館 会議室」（八戸市）

＜お問い合わせ先＞ 青森県土地家屋調査士会 ☎017-722-3178

青森県最低賃金改正のお知らせ～必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も～

1 青森県最低賃金が改正されます。金額等は以下のとおり。

時間額 654円（平成24年10月12日から）

2 改正前の青森県最低賃金（647円）から7円の引上げとなっています。

3 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

4 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

5 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。

4 詳しくは、青森労働局ホームページ（<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）からもご覧になれます。

＜お問い合わせ先＞ 青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114 FAX017-734-5821